





ニュース

Vol.62 平成30年11月号

(株)つつじヶ丘在宅総合センター 〒182-0006 調布市西つつじヶ丘2-19-6 第三コーポ横田 1F

**3-5315-5722** 





このほど、骨折や病気の治療で入院した認知症患者やその疑いのある人のほぼ 3割が身体拘束を受けていたと…。東京都医学総研究所が今月調査した実態は長寿社会を迎えて大きな課題となっている。

病院に見舞いに行くと、手や足、そしてお腹まで拘束 され まるでガリバーのよう。「これ取ってちょうだい…」 と、苦痛に耐えることができず、さらに暴れ出し 認知症状 が悪化しやすい。身体拘束が長期化すると 衰弱し皮膚状態 も悪化し、褥瘡等の発生がみられる。

『ケアホーム希望』を利用する92歳のSさんは、A病院に肺炎で入院。点滴を抜かないようにと指が自由に動か

せないミトン型の抑制手袋を八メられた。身体が大きくベッド上での体動も激しいことから転落しないようにと胴拘束ベルトを着けられ、おむつも外さないようにと抑制つなぎ服を着せられていた。自分の訴えを伝えるため「オ〜イ! オ〜イ!」と 大きな声で叫ぶ。大部屋にいられなくなり1日 2万円にもなる個室へと移された。しかもナースコールは頭の上にあり手の届かない位置にセットされていた。

『ケアホーム希望』を利用している Mさん 89歳は、B病院に腰椎圧迫骨折にて入院し手術をした。手術後は両手にミトン型の手袋、胴体には拘束用ベルトを着けられ、抑制つなぎ服を着せられていた。どこの病院も現状は一緒だ…。

肺炎や骨折といった病気は治っても認知症が進んだり長期臥床のため筋力低下はもちろん、 意欲低下も及ぼす。医療現場では手術や投与薬の影響で意識が混濁したりして、患者の生命や 安全を守るために「ベッドからの転倒や転落、点滴チューブの引き抜きをしないように」と身 体拘束が必要と言われ、家族は医師から同意書へのサインを求められる。

看護師らの人手不足は深刻であるが、患者の安全を守ることを重視するには、身体拘束はや むを得ないことなのか?

介護現場での抑制は身体拘束禁止規定に定められ禁止されている。欧米の基準を参考に作られた介護施設向けの指針は拘束具で手足を縛ることのほか、ベッドの四方を柵で囲うことさえも拘束にあたる。『ケアホーム希望』は病院のように点滴吸引等医療処置度の高い介護現場であるが、病院のような身体拘束はしていない。ベッドからの転落防止策では低床ベッドを使用し、ベッドサイドには 人感センサーを設置する等、常に誰かが見守っている状況をつくっている。また、点滴のチューブも引き抜かないように手の届かない位置にする等、様々な工夫をしている。なにより『ケアホーム希望』の利用者は「訪問看護・介護」・「通い」・「泊まり」のサービスを利用し、顔馴染みの職員との環境下にあるため精神的不安定になり難い。人員配置においても日中は利用者 3名に対し介護職 1名で対応し、夜間は利用者 5名に対し介護職 1名で対応するため、安全に治療ができている。

その人らしく過ごせる環境となるよう どの現場でも ケアの質をあげてもらいたいものだ。

